

農地所有適格法人報告書

今回報告する事業年度を記載してください。

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日

事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

年 月 日

札幌市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
法人の名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役 札幌 太郎
電話番号 011-□□□□-〇△〇△

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

要件1 「農事組合法人」「株式会社（非公開会社）」「有限会社」「合同会社」である必要があります。

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 札幌 太郎		
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号		
経営面積	所有農地の有無	有 ・ 無	
	田	0.0ha（うち札幌市内）	0.0ha
	畑	10.5ha（うち札幌市内）	8.3ha
	採草放牧地	0.0ha（うち札幌市内）	0.0ha
法人形態	株式会社（非公開会社）		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物 ※1	関連事業等の内容 ※2	
実績	タマネギ	農産物の加工・販売	除雪
翌事業年度の計画	タマネギ	農産物の加工・販売	除雪

※1 法人の清算する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

※2 「関連事業等」は、以下に掲げる事業とします。

- (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- (2) 農業と併せ行う林業
- (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高

要件 2 「農業の売上高」 > 「農業に該当しない事業の売上高」である必要があります。

年度	農業 ※ 4	左記農業に該当しない事業 ※ 4
報告対象年度の 2 年前（実績）	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
報告対象年度の 1 年前（実績）	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
報告対象年度（実績）	〇〇〇〇円	— 円
翌事業年度の計画	〇〇〇〇円	— 円

※ 4 「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

3 農地法第 2 条第 3 項第 2 号関係

構成員全ての状況

要件 3 ①～⑥に当てはまる構成員が議決権の過半を超える必要があります。

- ① 農地を提供する個人
- ② その法人が行う農業に常時従事する個人（原則年間 150 日以上）
※「農業」には労務管理や市場開拓等も含む
- ③ その法人に基幹的な農作業を委託した個人
- ④ その法人に現物出資を行った農地中間管理機構
- ⑤ 地方公共団体、農業協同組合等
- ⑥ 農業法人投資育成事業を行った承認会社（投資円滑化法第 10 条）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地 ※5	国籍等 ※5	在留資格又は特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直実	近績	
札幌 太郎	札幌市東区丘珠町●番地	日本	—	30	10			250	250	
札幌 次郎	札幌市東区丘珠町○番地	日本	—	10				180	200	
札幌 三郎	札幌市東区北○条東○丁目	日本	—	10				150	150	
札幌 一太郎	—	—	—	3		賃借権	5,000	0	0	

※5 「住所又は主たる事務所の所在地」、「国籍等」については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る）。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：1,080 日

従業員等も含めた者の従事日数の合計

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地 ※5	国籍等 ※5	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
札幌 花子	札幌市東区丘珠町●番地	日本	—	22	
有限会社△△	札幌市中央区南○条西○丁目	日本	—	15	5

※5 「住所又は主たる事務所の所在地」、「国籍等」については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る）。

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	53	10	59	67
(2) 農業関係者以外の者	37	5	41	33
計	90	15	100	100

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条

に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、「議決権」については、持分会社の場合は、「社員」、農事組合法人の場合は、「組合員」と読み替えて使用してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

要件4 理事、取締役の過半が、法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員である必要があります。また、理事、取締役または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に一定日数（原則60日以上）従事する必要があります。

（1）理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等 ※6	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数 ※7	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
札幌 太郎	札幌市東区丘珠町●番地	日本	—	代表取締役	250	250	180	180
札幌 花子	札幌市東区丘珠町●番地	日本	—	取締役	0	0	0	0
札幌 次郎	札幌市東区丘珠町○番地	日本	—	取締役	180	200	150	150
札幌 三郎	札幌市東区北○条東○丁目	日本	—	取締役	150	150	100	100

※6 「国籍等」については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください。

※7 農作業とは、耕うん、整地、播種、堆肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷きわらの取換え等耕作または養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は含まれません。

（2）重要な使用人の農業への従事状況 ※8

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画

※8 （1）の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

なお、重要な使用人とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいいます。

○ その他（北海道独自調査項目、任意回答）

[就業者(常雇い)がない場合は「0」を記入のこと]

- 新規採用の就業者（常雇い）の状況

	報告対象年度	報告対象年度の1年前
新規採用の就業者数（前職が農業及び下表①・②の外国人を除く）	1	0

- 就業者（常雇い）の状況

	報告対象年度	報告対象年度の1年前
就業者数	3	2
うち外国人技能実習生①	1	1
うち特定技能外国人②	1	1
うち上記以外の外国人	1	0

※就業者（常雇い）

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（関連事業を含む）のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。4(1)の理事等を除く。）をいう。

※就業者数

当該事業年度において雇った就業者（常雇い）の人数の合計をいう。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理

機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等並びに4の国籍等の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4(2)については、4(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日以上）従事する者がいない場合にのみ記載してください。